

4. 医療について

4-② 自立支援医療

利用者負担の枠組みについて、低所得1と低所得2の市民町村税額が、令和8年7月より変更となりました。

利用者負担の枠組み	所得区分		市町村民税額	精神通院医療	更生医療	育成医療	重度かつ継続
	一定所得以上		235,000円以上	対象外	対象外	対象外	20,000円
	中間所得2		33,000～234,999円	医療保険の高額療養費		10,000円	10,000円
	中間所得1		33,000円未満			5,000円	5,000円
	低所得2	非課税	収入826,500円超	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	低所得1		収入826,500円以下	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
	生活保護		生活保護世帯	0円	0円	0円	0円